	第百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等		の規定によりファイルに記録された事項に係る部分の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次条第一項及び第百三十三条の四第二項
	第百三十三条の二第五項	第二項の申立て		前条第一項の決定
		を電磁的訴訟記録等		電磁的家事事件記録
	第百三十三条の二第六項	電磁的訴訟記録等		電磁的家事事件記録
	第百三十三条の四第一項	、第百三十三条の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等		（家事事件手続法第二百七十条第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九条第一項（同法第二百八十九条の五において準用する場合を含む。）の事件の規定による調査及び勧告の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録
	第百三十三条の四第二項	秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等	秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定	秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定
		訴訟記録等の閲覧等	閲覧等	閲覧等
		訴訟記録等の存する	前項の事件の記録の存する	秘匿決定
	第百三十三条の四第四項第一号	秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定		

第百三十三条の四第七項

当事者		当事者若しくは利害関係参加人
	秘匿決定等	
		秘匿決定

第四十条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができる。

第四十六条の見出しを「（電子調書の作成等）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書」に改め、同条ただし書中「記録上明らかにする」を「ファイルに記録する」に改める。

第四十七条の見出しを「（非電磁的家事審判事件記録の閲覧等）」に改め、同条第一項中「家事審判事件の記録」を「非電磁的家事審判事件記録（家事審判事件の記録中次条第一項に規定する電磁的家事審判事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）」に、「その」を「又はその」に改め、「又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）」を削り、同条第二項中「家事審判事件の記録」を「非電磁的家事審判事件記録」に改め、「含む」の下に「。以下「録音テープ等」という」を加え、同条第六項を次のように改める。

6　当事者は、非電磁的家事審判事件記録中当該当事者が提出した書面等又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第五項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

第四十七条第七項中「家事審判事件の記録」を「非電磁的家事審判事件記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（電磁的家事審判事件記録の閲覧等）

第四十七条の二　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録（家事審判事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的家事審判事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。